

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 健康福祉部
2 監査対象年度 令和元年度
3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給していた。（障害福祉相談所）</p> <p>(イ) 資金前渡金の精算残金について、直ちに返納していないものが散見された。また、自主検査において返納が指導されていなかった。（川部みどり園）</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。（医務国保課）</p> <p>(エ) 出張における宿泊場所での駐車場料金については、旅費として支給される定額の宿泊料に含まれているにもかかわらず加算して支払っていたので、返納させる必要がある。（子ども女性相談センター）</p> <p>イ 物品について</p> <p>備品である冷蔵庫3台について、不用品の決定と廃棄処分の決定を行わずに廃棄処分していた。（川部みどり園）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 誤って通勤調整を行っていた旅費については、直ちに修正処理を行い令和2年3月に差額分を支給した。今後は通勤調整の有無を十分確認し、旅費システムとの照合を徹底する。</p> <p>(イ) 資金前渡金の精算残金が発生した場合は、直ちに金融機関に行き返納を行うこととした。今後は、自主検査においても、精算残金について返納日の確認を行う。</p> <p>(ウ) 直ちに修正手続を行い令和2年4月に過支給額を返納した。今後は実績入力に誤りが起きないよう、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>(エ) 直ちに駐車料金の戻入手続を行い、令和2年2月に返納した。今後は、所属内での旅費システムの入力内容の確認を徹底する。</p> <p>イ 物品について</p> <p>廃棄処分済の冷蔵庫3台について、直ちに不用品の決定と廃棄処分の決定を行った。今後は、備品の廃棄処分を適切に行う。</p>

どり園)

分時には不用品の決定と廃棄処分の
決定手続を確実に行う。